

●第5回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成18年7月11日(火) 18:30~20:00

(と ころ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員、斉藤委員、高見委員、飯田委員、花田委員、渡邊委員、
今田委員、田辺委員

[事務局] 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、佐々木主事

[傍聴者] 1名

1 開 会

(会 長) 今日は第5回目の審議会になります。

これまで、高校生のワークショップ1回を含めて、全部で8回ワークショップ開催してきました。

これからは、ワークショップの意見を踏まえ、いよいよ審議会として条例に何を盛り込んでいくのかをめぐり、本格的な議論を行っていくということになります。

お盆明けくらいから、少しタイトな日程になるかもしれませんが、集中的に議論できればと考えています。皆さんの積極的な発言をたくさんいただきたいと思っております。

では早速、「第1回前文起草委員会」について、事務局より報告をお願いいたします。

2 報 告

(1) 第1回前文起草委員会について

(事務局) 第1回自治基本条例前文起草委員会(資料「報告1」)は、6月26日に開催いたしました。

資料として、① 庁内作業部会のまとめ ② 他自治体の基本条例前文 ③ 稚内市環境基本条例前文 ④ 稚内市民憲章、稚内市における都市宣言 ⑤ 第3次稚内市総合計画基本構想 ⑥ 稚内市内各学校の校歌集録 といった資料をお渡ししております。

冒頭、事務局の方から庁内作業部会で前文について検討した結果を、議論のたたき台としてお示ししています。

作業部会の基本的な考え方は、まちづくりの方向性や条例制定の目的がわかる内容とすることと、700~800字程度とすること。

構成としては、① 市の沿革・歴史・文化 ② 市の特性、これにつきましてはワークショップ会議から「子育ての推進」、「最北のまち」、「風とエネルギー」、「交通の結節点」などがキーワードとして出されております。③ 自治基本条例制定の背景

④ 自治基本条例制定の目的・主旨 となっております。

課題として、市民憲章との関わりをどう表現するか、また他の都市宣言をどのように扱うか、ということが挙げられております。

これらをもとに、起草委員会の中で出された意見は、以下のとおりです。

- ① 「地域の特性」については、是非、前文に入れるべきではないか。
- ② 「表現(ことばづかい)」については、子どもにもわかるような表現で「です」、「ます」調とするべき。
- ③ 「前段と後段のつながりが難しいという点」については、「前段に『誇り』という言葉を入れる」、「まちを愛する人が増えることでまちが良くなっていくとも言えられる」、「素晴らしい面だけではなく、避けて通れない厳しい現実も見つめる必要があるのでは」、「厳しい現実と素晴らしい面の両方あってもいいのでは」、「でき上がった条例をどう守り、育てていくかという考え方を文章に入れては」
- ④ 「市民憲章とのかかわり」については、理念として通じるところがあればそれで良いのでは。おそらく自然と通じてくると思われる。
- ⑤ 「字数」については、言いたいことをできるだけ簡潔にしていく中で考えていけばよい。
- ⑥ 「行政」の扱いについては、「市(行政)と市民」という分け方は必要ないのでは。「市」という言葉をあえて入れずに、「市民が主体だ」ということを強調する方向で進めていくといいのではないか。
- ⑦ 「条例の目的」については、究極は「市民の手によるまちづくり」で、その手段として「協働」「情報共有」などがあるのではないか。行政は市民の中の一部であり、パートナーシップのひとつとして存在すると考えるべきでないか。

今回の開催日は7月20日ですが、それまでに委員それぞれに前文を考えていただくことになっております。以上が報告です。

(会 長) どうもありがとうございました。5名の起草委員の方は、この審議会以外にも時間を割いていただくかたちになりますが、よろしく願いいたします。
今、事務局から報告がありましたが、起草委員の方で何か補足等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。

3 審 議

(1) ワークショップ会議について

- ① ワークショップ会議「市長・議員に望むもの」
- ② ワークショップ会議「コミュニティの役割」「住民協働」
- ③ 高校生によるワークショップ会議

(会 長) 続きまして、審議事項に入らせていただきます。

第6回目「市長・議員に望むもの」、第7回目「コミュニティの役割」「住民協働」、それとは別に行われました「高校生によるワークショップ会議」、この3つをあわせてご報告いただければと思います。ではお願いします。

(事務局) ワークショップの内容につきましては、資料をお送りしておりますので、ここの説明は省かせていただき、「高校生によるワークショップ会議」について、報告させていただきます。

この会議は、7月3日、市役所第一委員会室において、午後4時～6時30分まで開催され、参加人数は市内3校から31名となっております。

最初に市長から、自治基本条例の内容や住民参加など住民自治についての話があり、その後、稚内市教育委員会社会教育課日野主事の進行で5グループに分かれてワークショップを行いました。

まず、「稚内のよいところ・わるいところ」をテーマに討議を行いました。「稚内のよいところ」としては、① 土地を活かしたイベントが行われている ② 大地震がない ③ 自然が豊か ④ 風力発電が多い

「稚内のわるいところ」としては、① 進学・就職先が少ない ② 川や海にゴミが多い ③ 音楽コンサートなど文化活動が少ない
といった意見が出ておりました。

次に、「まちをよりよくするために私たちにできること」をテーマに討議を行い、「私たちにできることBEST3」を決定しています。

最後に、ワークショップ会議の感想や意見を書いていただきましたが、自ら積極的にボランティア活動や、イベントに参加したいという意欲が感じられたように思っております。

以上が「高校生によるワークショップ会議」の報告です。

(会長) ありがとうございました。以上、ワークショップ会議について報告いただきましたが、何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

高校生ワークショップ会議に、ご出席された委員さんはいらっしゃいますか。何かご感想ありましたらお願いします。

(委員) 今、事務局からご報告いただいたのは、多数意見というか、大体の子どもたちが言っていたことですが、私が各グループをまわりながら「少数意見ながらも鋭いな。」と感心したものがいくつかありますのでご紹介します。

稚内のわるいところについて、「市民が稚内を知らない」、「公共事業を冬にわざわざする必要はない」、あるいは「港町なのに漁業が盛んでない」など、意外と鋭い点をついていると思いました。

稚内のよいところについては、「狭いだけに色々な人と知り合える」、「こういう会を開いてくれて、稚内をよくしようとしてくれている」などは、非常にこの会議の趣旨を理解してくれていると感じました。

他に、ロシア人関係について、よいところにもわるいところにも取れるとして議論をしていたり、私たちがよくよく考えて出てくるような意見が、高校生だと素直にポツと出てくるようで、意外と子どもにはそういう感性があるのだなと思いました。

「私たちにできること」については、これは情報共有という点にかかわってくると思うのですが、自分たちでできることをする前提として、「中学生や高校生にも分かる情報を市から提供してもらいたい。」、要するに大人向けの情報だけではなくて、自分たちにも理解できるような情報がほしいということを言っていました。

その他ボランティア関係など、なるほどなと思いながら、楽しく聞かせていただきました。以上、感想です

(会 長) ありがとうございました。かなり活発な議論だったようですね。市内の3高校から協力いただきましたが、一年生主体の学校、三年生主体の学校などがあったようですね。

他にどうでしょうか。第6回、第7回のワークショップも含めて、何かご意見等ありましたら出して下さい。

では次に入りたいと思います。

(2) ワークショップ会議の論点整理と条例項目

(会 長) 今日、最も大事な部分になりますが、ワークショップ会議の論点整理と条例項目について、私のほうで説明させていただきます。

その前に、資料5について、事務局から説明をお願いできますか。

(事務局) 資料5は、「基本条例の項目比較」の表です。

稚内市審議会会長案(赤枠でマークしてある部分)と、他都市を比較できるように項目を並べて作っております。

もう1枚は作業部会の検討資料で、会長案と同じ項目は赤字で、会長案にはない部分は黒字で記載しております。

会長案にはあるが、市の作業部会の検討資料にはないという項目は、「パブリックコメント制度」、「危機管理」です。

(会 長) ご説明のとおり、資料5「基本条例の項目比較表」には、今回、私の方で出させていただいた案と、他の自治体ではどういう項目を並べているのかということで、ニセコ・奈井江・遠軽・苫小牧、大和市・岸和田市・多摩市・伊賀市・札幌市の項目を記載してあります。

また今、審議会と並行しまして、市役所の中で作業部会による検討が行われていまして、この検討資料もあります。赤字は私の案と同じ項目、黒字は私の案にはない項目です。逆に私の案にあって作業部会にないもの、例えば危機管理などがあるということです。

それでは私の案を説明いたしますが、実はいろいろな案が考えられますので、委員の皆さまには、これからどういう項目を作ったらいいかということをご検討いただき

たいと思います。

そういう意味でいうと、私の案も議論のたたき台のひとつとさせていただきたい。
私の案は、これまでの7回のワークショップの意見を踏まえて、こういうかたちにしております。

まず、「前文」を置き、次に「総則」で条例の目的、言葉の定義、条例の位置付けをします。

ここでいう「言葉の定義」とは、たとえば「市民」については、住民投票のときに言う市民と、普段一般的に使う市民とでは少し違うのではないか(これは皆さんでこれから議論していただきますけれども)など、初めにきちんと整理しておかないと、あとで条例を読んでも分かりづらいというものを、きちんと定義をしておくということです。

「条例の位置付け」は、この条例のもつ意味、意義付けをしっかりと総則の中で書いておく必要があるだろうと思っています。

2番目は「市民の役割と市民参加」として、市民の権利・責務・役割、市民参加、住民投票をあげています。

3番目は「市長の責務」、4番目に「市職員の責務」、5番目は「参画・協働」として、参画・協働の推進・コミュニティ活動・パブリックコメント制度をあげています。

6番目に「情報共有」として、情報公開・情報提供・説明責任・個人情報保護、7番目に「議会の役割と責務」、8番目は「行政運営」として、総合計画・財政運営・行政評価・組織・機構・危機管理・行政手続き・関与団体等、9番目は「国・道および他自治体との関係」、そして10番目が「条例の見直し」という形にしております。

考え方としては、第1回ワークショップで「稚内のよいところ・わるいところ」、第2回は「まちづくりに必要なもの」を論議しました。

今、起草委員会の方で前文を一生懸命検討しておられるわけですが、1回目と2回目のワークショップで出たご意見というのは、おそらく前文の中で大いに活用している部分になるだろうと考えています。

第3回ワークショップの「行政や市職員に望むもの」は、4番目「市職員の責務」のところで、活用していきたい。

第4回ワークショップの「情報の共有」は、今後非常に重要な部分になってきますので、6番目に「情報共有」という項目を1つ起こして、その中に情報公開、情報提供等を入れて、ワークショップの意見を反映させたいと思います。

第5回ワークショップ「市民の役割・市民参加」は、2番目の「市民の役割と市民参加」の中に、市民の権利・責務・役割・市民参加・住民投票といったかたちで入ってくるのではないかと思います。

第6回目「市長・議員に望むもの」は、3番目「市長の責務」、7番「議会の役割と責務」に、第7回目「コミュニティの役割・住民協働」は、5番目は「参画・協働」にそれぞれ入ってくると思います。

ワークショップのテーマにはならなかったのですが、行政運営あるいは国と道および他自治体との関係、条例の見直しというのは、やはり基本条例の項目の中に入れていく必要があるのではないかと考えて用意させていただいております。

私の案というのは、ややもすればワークショップの基本的なテーマとセッティングさせている部分があるので、かなり整理する必要があります。

例えば、「住民投票」や「市民参加」は、私の案でいいますと2番目の「市民の役割・市民参加」に入っているのですが、5番目の「参画・協働」とも取れるわけですね。もし、市民参加と住民投票が「参画・協働」に入ってしまうのであれば、「市民の役割と市民参加」という項目よりも、「市民の権利と責務」としたほうがいいのかもかもしれません。

こういったことを、これからの審議会の中で、皆さまのご意見を踏まえて決めていきたいと思っております。

新しく、つまり、私の案以外に新しい項目をもっと起こす必要があるのではないかと、項目の順番がこれでいいのか、さらに盛り込むべきことをもっと細かく出していった方がいいのではないかと、逆にもう少し簡潔に整理できるものはないのか等、こういったことを皆さんと議論していければ、と思っております。

その議論の際に参考になるものが、ニセコ町・奈井江町などの他自治体の条例であります。多くの自治体に言えるのですが、少し細かくなっている部分があるのかなという印象がありますが、これも皆さんとこれから議論をしていく中で決定をしていけばいいと思っています。

項目を議論するにあたっては、できる限り事務局から関連する法令や、個別条例・指針などを出してもらったり、実際の行政の施策と成果についても、現段階の状況を提示してもらって議論する必要があるだろうと思っています。例えば、情報提供について議論をするのであれば、広報紙の配布方法とか、どの程度市民に、どの程度迅速にいき渡っているのか、そういうことをデータで出させていただきながら議論することが、これから必要になってくるのではないかとと思っております。

市の作業部会の検討内容を見ていただきたいのですが、「こどもの権利と責務」、「学校と地域の連携協力」は私の案にはないものです。また「市政運営の原則」に監査や審議会等があり、かなり独自なものが入ってきています。

私の案では、「行政運営」に「危機管理」を、「参画・協働」に「パブリックコメント」を入れており、作業部会と違う部分もございます。

まず、これから皆さんに、私の案、作業部会の案を基軸にして、他自治体さらにはワークショップの意見を参考に、どういう項目が適当なのか、加えるものがあるのか、削除するものはあるのか、項目の順番はこれでいいのか、大雑把でもいいので出して

いただければと思います。

事務局の方で様式を作りまして、皆さんへ郵送いたしますので、差し支えなければ、7月24日までに事務局へ出していただければと思います。

事務局の方ではいつごろ発送できますか？

(事務局) 2～3日中です。

(会長) 2～3日中に各委員のご自宅に郵送されるということなので、7月24日までに事務局の方へ提出していただければと考えております。

以降の審議会の日程ですが、次回8月4日を予定しております、それから9月の初旬くらいまでに5回くらいやりたいと思っています。

これは、これから皆さんと日程調整しなければなりません。

私の案で考えても、1回目は「前文」と「総則」、前文は起草委員会の方でかなりまとまって出てくるとは思いますが。

2回目は「市民の役割と市民参加」と「参画・協働」、3回目は「市長の責務」と「議会の役割と責務」、4回目は「市職員の責務」と「情報共有」、5回目は「行政運営」、「国・道および他自治体との関係」と「条例の見直し」、というように、全最低5回は必要かと思っています。

8月4日から、項目をほぼ確定させて議論に入りたいとしております。

議論の際は、皆さんに会長メモを用意し、論点となりそうな点を示したいと思っております。皆さんが議論しやすいように、こういう風にも取れるし、こういう風にも取れますよというように感じて、毎回提示させていただきたいと思っております。

それから、必要な部分については、先ほどいいましたとおり、事務局の方から関連条例や関連指針を出してもらいながら、議論していきたいと思っております。

いかがでしょうか。他の自治体を見ても、色々違いがあるのですが。

(委員) ちょっと質問してよろしいですか。作業部会の検討資料の中にも『住民』という定義をした方が良いとの意見がある」とあって、「住民と市民の表現の違いについて議論が必要」と書いてあります。第3章には「市民等」とありますが、これにはどういった人たちが含まれるのか、どうしてこういう表現になるのですか。

(事務局) 「事業者」も市民とするのか、といった話がワークショップの中でもあったので、「市民等」という表現にしています。

「住民」と「市民」の違いについては、ワークショップでは「市民」とは稚内市に住んでいる人だけではなくて、市外から通勤者なども含めて、もっと幅広く考えていきましようというご意見が強かったと思います。

しかし、たとえば、住民投票する場合、「住民」と「市民」を同じ定義付けできない、実際に稚内市に住所を有しない市外から通勤者までも含めて考えることは出来ないの

ではないか。そこで、「住民」という定義は別にしたほうがいいのか、ということとで参考のために記載しています。

(委員) ここに住民票のある人が住民ということですか。

(事務局) 他の自治体を見ると、「市に住民票を有している人」を住民投票の対象者としているところが多いわけですね。そうすると、片方では市民というのはこういうものですと謳っておいて、それとは別に「住民投票の住民のとはこういう定義ですよ」ということを、どこかでしないとまずいのでは、ということです。

(会長) 議論になるところは色々あります。

まず今の「市民等」というところですね。そもそも「事業者」が入るので「等」が必要だと考えるか、最初から事業者も市民に含まれるという定義もできるわけですから、それは私の方で論点整理として出しますので、皆さん方でどれが一番いいのかということを議論していただければと思います。

それから「住民」と「市民」の違いということですが、今、事務局から出ていましたように、ワークショップでは「稚内に通勤・通学している人も市民」という捉え方をしていますが、実際に「住民投票」をこの条例の中に入れるとしたら、稚内市に通勤・通学している、たとえば豊富町の人が住民投票できるというわけではないですから、「住民」を別途定義しなければならないのかということになる。

私は帯広市でも行政基本条例の検討委員会委員長をやりまして、最終提言をしましたが、そこでは、帯広市に通勤・通学している人を含めて「市民」という定義をし、住民投票では「市長及び市議会議員の選挙権を有する住民」という表現にしました。そこは区分するというようにしております。

条例ですから、いろいろな解釈ができてしまうということのないようにしなくてはいけない。そこで、「市民」と「住民」との違いについて議論が必要だということを示したのではないだろうか、と思います。

作業部会の案で面白いのは、「こどもの権利と責務」、「学校と地域の連携協力」等、他の自治体のまちづくり条例をみても、あまりない部分が稚内オリジナルとして入ってきています。

ですから、みなさんで項目を起こすときに、色々な自治体の例を見るということも大事かもしれませんが、こういった稚内オリジナルみたいなものを踏まえていただけるといいのかなと。

福祉や観光等の領域でもいいかもしれませんが、他の自治体とは一味違うものもあっていいと思います。

むしろ、これはまちづくり条例なわけですから、稚内オリジナルを盛り込むことの方が良い感じが私はします。

(委員) 質問よろしいですか。先生の案の中には、「パブリックコメント制度」と「危機管理」があるということですが、作業部会でこの項目を入れていないのはどういった事情からですか。最初から議論もなかったのか、それとも議論はなされたけれどもあえて入れなかったのか。

(事務局) パブリックコメントについては、どこかに入れていこうという話が出ていますが、どこに、ということがまだ決まっていなかったので、今回の案には入れていません。危機管理については、特に議論がありませんでした。

(会長) 危機管理については、ちょっと言葉が強いかもしれないのですが、要するに「安心・安全なまちづくり」ということで入れています。表現を少し変えてもいいですかね。

(委員) 「こどもの権利」、「学校と地域の連携協力」といった、こどもに焦点を合わせた非常にオリジナリティのある項目が挙がっているのですが、作業部会の方では、他にも稚内市ならではのオリジナリティあふれる項目、こんなのがあってもいいのではないかと、というようなご意見がもしあったら参考までにお聞きしたいのですが。

(事務局) おおむねここに載せているものが議論の内容です。

(委員) 苫小牧市では、条例がきちんと守られているかどうか監視するシステムを入れるかどうかということで、ずいぶん苦しい説明をされていましたが、先生の案にも入ってはいないのですね。

(会長) 市民自治委員会ですね。基本条例ができてすぐに、それを監視するような常設の委員会を作るのが果たして望ましいのかというと、私は必ずしもそうとは思ってなくて、制定後数年経ってから見直す方がいいのではないかと。私は4年ごとくらいでの見直しが必要ではないかと思っているのですが。そのように経過期間を置いた中で、市民自治委員会等を作ったらよいと思います。いきなり作って直ぐ監視というのは、形式的には非常にいいと思いますが、現実的にはどうかという思いから、今回の案には入れていないのです。

(事務局) 作業部会でも議論されたのですが、自治基本条例の精神に基づいて総合計画があり、総合計画に基づいた実施計画がある。そしてなおかつ、それぞれの実施計画に基づいて行政評価をしていくので、市民委員会が必要かという意見がありました。

(会長) 稚内市も各種審議会がありますから、その審議会と市民自治委員会との

関係が出てくるので、私は最初から作らなくていいのではという考えです。しかし、将来の検討課題になるというのは間違いないと思いますので、そういうことを盛り込むべきだというご意見があれば、積極的に書いていただきたいと思います。議論になるだけの性格のものだと思います。あと、どこまで盛り込むかという問題もありますよね、例えば「市長の交際費等」、「競争入札」なども条例の中に出すのがいいのか、問題になるかなという気がしますね。それから、なぜこういう条例文にしたかという主旨と考え方についても載せたいと思っていますが、その中に審議会が出たいろんな意見を入れることは可能です。

(委員) もう一度、ワークショップの内容を読み直してみないといけないのですが、ワークショップ会議では「安全・安心に生活するためのまちづくり」ということを多く話したという実感があります。

安心・安全・危機管理を含めて市民生活という意味では、子どもだけでなく高齢者の福祉を含めた話が根底にあったような気がしています。

そのことを行政に依存するだけではなく、私たちが地域住民としてどんなふうに、というところが熱く語られたと思いますが、そのような思いが条文ということではなく、今、先生がおっしゃった条例の主旨や考え方というところに盛り込まれることになるのですね。

(会長) そうですね。それは、「コミュニティの役割」という部分に関わってくるのだと思います。それから、皆さんが「安全・安心」ということをまちづくりの基本だと考えるのであれば、前文などに「安全・安心のまちづくり」と入れるのも可能です。次回からの審議の中で色々なことが考えられると思います。

(委員) 素朴な質問で恐縮なのですが、「行政運営」のなかで、行政手続というのがありますね。これは、いろいろな訴訟の問題だとか賠償の問題なども当然入ってくるのだらうと思うのですが、他にどんなものが列挙されるのですか。今考えられているものとして。

(会長) 行政手続について、作業部会で議論した時に何かありましたか。

(事務局) 市には行政手続条例というのがあって、これは当たり前のことなのだけれど、たとえば使用申請があったときに、速やかに審査して結論を伝えてあげなさい、その審査の基準がわかるようにしなさいといった、本来の市役所の仕事として当たり前の事を当たり前のようにしなさいという条例があるのです。それをもう一度、この条例で謳うということだと思います。

(会長) そうですね。ですから、個別条例があるものについて、どこまで書くのがい

いのかという議論にもなると思います。

(委員) 作業部会案の「市の支援」で、地域活動拠点センターが市の支援になるという意味を教えてください。

(事務局) 今、具体的な政策として、まちづくり委員会のエリアに1つずつ、地域活動拠点センターを設置するというのがあって、それをいわゆる住民参加の拠点場所として支援していくという考え方です。

(委員) 町内会館を地域活動拠点センターと名前を変えて、指定管理者制度で管理委託していくから市の支援だ、というように見えてしまうのですが。

(事務局) 町内会館を拠点にしてというわけでは決してありません。ちょっと、分かりづらいかもしれませんが、どういうことを考えているのかも含めて、資料を提示いたしますので、そのうえで、要るか要らないかも一緒に論議していただきたいと思います。

(会長) その他にかございますか。他の自治体のものでもよろしいですが。やっぱりその自治体で特徴がありますよね。大和市は厚木基地があるところなのですね。条例の中にちゃんと厚木基地と入っています。

(委員) こういう基本条例の中に、「自分達の住んでいる自然環境などを守る」みたいな精神というのは入れられるのですか。

(会長) もちろん、入れられます。要するに、条例というのはあくまで稚内市で考えるわけですから、いくらでも盛り込めます。むしろ、せっかくのまちづくり条例なので、そういう稚内オリジナルをどんどん入れたほうが私はいいのではと思いますが。

伊賀市は、おそらく住民自治に独特の制度があるのでしょうか。住民自治協議会・地域振興委員会・住民自治地区連合会等がありますから。

(事務局) 合併で地区の設定等が分かれているようです。

(政策経営室長) 策定委員会の案にもあるので、事務局から聞くのもおかしいと思うのですが、私個人としては不思議に思うのは、各市とも、だいたい「条例の見直し」を入れていますよね。これにはあえて入れる意味があるのですか。いつだって見直しが可能だと思うのですが。

(会 長) だいたい年限を決めて入れますよね。4年後に見直すとか。

やはり、まちづくりに関する条例ですので、各種制度が変わったり、状況が変化したときに柔軟にすぐにでも変えられるように、という側面はあるのではないのでしょうか。そうじゃないとやっぱり、改正といっても簡単にできないのでは。

(事務局) 期限を定めるほうが、意外と柔軟性がないのではという気がしないでもないけれど。

(会 長) 4年経って、とにかく一度見直しをして、見直しがなければそのままいくということだと思うのですが。

(政策経営室長) 見直しというのは当然行われると思いますが、4年というところが多いですよ。

(会 長) 4年の根拠があるかどうかですね。まあ議会の選挙は4年ごとですが、条例ができたときとぴったり合わないかもしれませんよね。

(委 員) この条例で住民投票という項目を作った場合に、住民投票の理念のようなものだけではなく、細かい手続きまでこの中に入れるのかどうか。

今、手元に細かい条例の見本がないのでわからないのですが。

例えば、札幌市の案だと「市民投票制度」という項目があり、「市民投票手続」で別に手続きを定めているということでしょうか。

(会 長) 「市民投票手続」は、おそらく条例の見直しの手続きとして、市民投票をするということだと思います。

(事務局) 基本的には、この条例ができたあとに住民投票条例というのを作り、それで具体的なところは示されるのですが、自治基本条例では発議者ですとか、何歳以上の住所を有する人の何分の一の署名が必要だとか、その程度までは載せておりますね。それ以上の細かい手続きについては、住民投票条例でということになります。

(会 長)

そうですね、住民投票を実施する際、発議するのは誰か、市民なのか市議会議員なのか市長なのか、そういうものについては載せるということですね。自治体によっては市長と議員だけのところもあるし、市民も入る場合もある。また、常設型にしていつでも住民投票できるようなしくみにしておくか、個別対応型にするかという違いもあります。常設型というといかにもかっこいいのですが、逆に住民投票ができにくくなる

場合もある。個別型にしておいて、何か大きな事件があったときに住民投票します、という方が望ましいかもしれませんが、それは今後議論していく中で決めていただきたいと思います。

つまり、個別型の場合は、住民投票の権利は、案件によっては15歳以上にしてもいいし、20歳以上にしてもいいわけですね。

常設型にしているところもありますが、いざというときに、何でも住民投票に訴えられるかというところではなくて、個別案件で重要なものも中々できなくなってしまう場合もあります。

(委員) 個別か常設かという部分も、条例の中で決めなければならないのですか。

(会長) そうですね、それは決めないといけないです。ですから、3つ選択肢があると思います。まず住民投票をするかしないか、するとしたら常設型か個別型か。これは、当然この中で議論しなければならないと思います。

(事務局) 議会の議決を得なければ執行しないというのが圧倒的に多いですね。

(会長) それもありますし、「住民投票の結果は最大限尊重しなければならない」という書き方にならざるを得ないとは思いますがね。住民投票の結果が絶対だとは議会や市長との関係からとも言えないわけですから。ただ基本的には最大限尊重するということは守られなければならないでしょう。

(事務局) 請求があっても、議会が認めなければ住民投票にならないというケースもありますね。

(会長) そこはしっかりと議論しなければならないですね。

(委員) 今、おっしゃったことも、条例の中に入れるのですか。

(会長) 入れるべきだと思いますね。

(委員) かなり、中身は濃くなっていきますね。

(事務局) ここの部分を議論する時には、他市の住民投票の関係について資料を用意したいと思います。

(会長) 帯広市は、発議者は三者ですが、投票自体は「議会で当該条例が議決されたとき」という表現は入れています。

難しいですね、議会と市長との関係をどのように整理するかというのが1つあると思います。帯広市では、「議会および市長は住民投票の結果を尊重しなければならない」という書き方にしました。

基本条例にはそう書いておいて、個別条例の中で「住民投票が必要になったときには、その都度、住民投票条例を作り、〇歳以上が投票できる」というように決めています。

ほかに何か進め方についてのご意見はありますか。

実質的な議論はこれからなのですが、私の方から例えばと言うかたちで少し述べさせていただきますと、会長案ということで出している「市民の役割と市民参加」の項目で、「まちづくりに市民が参加する権利を有します」といった文言が入ってくるかと思うのですが、そのときに、フォーラムでもでていましたが、「まちづくりに参加する権利を有しますが、まちづくりに参加しないからといって不利益は被りませんよ」という項目を入れるか入れないか、そういう議論になってくるかと思います。

それから、先ほどの住民投票もそうですね、常設型にするか個別型にするかとか、発議者を誰にするか、議会の議決を必要とするかどうか。

そういったいろいろな問題を、私の方で「こういう考え方ありますよ、どうですか」と審議会の方へ投げかけるというようなやりかたを、できるだけとっていきたいと思っています。

(事務局) 先生が示された項目に沿って、比較表に出ている各市条例の情報を、事務局から提出します。情報がないとみなさんわかりにくいと思いますので。

(委員) 事務局から資料を皆さんに送付するとのことですが、日程的にみて24日の提出で大丈夫ですか。次の審議会を8月4日に開く予定ですが、事務局でも少し整理する時間が必要だと思いますので。

(事務局) 7月28日まででも良いです。

(会長) それでは「28日までに提出」ということにしましょう。

新しく付け加えるものとか、項目の中で少し整理できるものがあるとか、稚内オリジナルで入れたほうが良いものがある等、いろいろ出していきたいと思います。

もちろん、項目を出していただいて、それですぐ固めるわけではないです。議論をしたうえで、やはり、変えなければならないという部分はまた変えていきたいと思います。項目の順番など、議論の経過次第では変わってくるものが出てくると思います。

(事務局) 事務局からのお願いですが、こちらから様式を郵送させていただくので、その時に項目だけでなく、その項目についてどのような考え方を載せたらよいかとい

うところまで、できれば書いていただけたらなと思います。

4 その他

(1) 次回開催日について

(会 長) では、事務局の方から、日程のことについてお知らせがあります。

(事務局) 先生からお話があったとおり、今回は、8月4日(金)と8月21日(月)です。今後、より具体的な議論を重ねていくかたちになり、かなりハードのスケジュールになっていくかと思うのですが、事務局といたしましては、当初ご説明した通り、12月議会に提案したいと想定しておりました。

最終的な諸手続きを踏んだうえで、本来であれば9月の中旬ころまでに条例素案等の答申をいただければ、12月議会に上程できないのですが、会長と打ち合わせした中では、まだまだ議論が必要ではないかということで、若干審議会の回数を増やしたいという話もございましたことから、答申を9月中旬よりもう少し後ろに延ばせないのか、それとも12月議会ではなく3月議会で上程したほうがいいのか、そういったことも含めて、次回の8月4日の審議会までに事務局内で検討して、お知らせしたいと思います。9月以降の日程についてもそのときにお知らせいたします。

(会 長) 私の方でも5回は審議が必要ではないかということは申しております。

8月4日までに事務局から返事をしていただきます。8月中に、21日以降になります。もう1回開催するというのは、事務局の都合もあって無理だということでしたね。

(事務局) 我々としても、当初皆さんにお願いしたとおり、おおむね月2回のペースというのは崩さないで、5回程度の審議を経て骨格が見えるかたちにしたいと思っております。答申、上程の時期などは、こちらで市長とも相談して考えていきたいと思っております。

(会 長) それでは7月28日までの宿題を出させていたいただきまして申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

私の案や作業部会の資料、各市の基本条例を参考に、またワークショップの意見を踏まえて、それぞれのご意見を出していただきたいと思っております。

それでは今日はこれで終わらせていただきます。皆さまご苦労様でした。

5 閉 会